

大田市教職員働き方改革プラン

(大田市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画)

令和8年3月

大田市教育委員会

目次

1. 教職員の働き方改革を進める目的 2
2. プランについて 3
3. 目標 3～5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 5～9
5. 参考資料

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について（通知）」（7文科初第1404号）の添付資料より

1. 教職員の働き方改革を進める目的

教職員を取り巻く環境整備の最終的な目的は、学校教育の質の向上を通じた、「全ての子どもたちへのよりよい教育の実現」です。

教職員が、自らも学ぶ時間を確保しながら健康な状態で生き生きと子どもたちの教育に邁進できる、「働きやすさ」と「働きがい」を両立した勤務状況に改善するため、学校における働き方改革が急務となっています。

公立学校の教育職員には、いわゆる「超勤4項目¹」以外の業務について時間外勤務を命じないものとされています。しかしながら、勤務時間以外に行われる業務については、時間外勤務命令の有無にかかわらず、学校教育活動に関する業務であることに変わりはなく、こうした業務に従事する時間も含めて管理することが、学校における働き方改革を進める上で必要不可欠です。

(1) 教職員の心身の健康保持

時間外在校等時間が長くなると、脳や心臓の疾患などの健康障害のリスクが上昇するとされており、特に発症前1か月間に100時間または2～6か月間に平均で月80時間を超えるとそのリスクが非常に高くなります²。また、極度の長時間勤務が続くと、強い心理的負荷による精神疾患を発症する場合があります³。教職員が心身の健康を損なうと、明るく元気に子どもたちと向き合うことができないだけでなく、子どもたちの学力育成や生徒指導に影響を及ぼす恐れがあります。教職員が心身ともに健康でいられるために、勤務時間・健康管理を意識した働き方を促進することが大切です。

(2) 教職員のウェルビーイングの向上と環境整備

教職員のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の是正を図ることで、健康を守ることはもとより、日々の生活の質や人生を豊かにするなど教職員のウェルビーイング⁴を向上させることが重要です。また、教職員が自らの人間性や創造性を高め、高い専門性と意欲、能力を最大限発揮できる勤務環境を整備することにより、子どもたちに対してよりよい教育を行うことができるようになります。

(3) 教職を志す人材の確保

教職を志す学生等にとっても、学校が「働きやすさ」と「働きがい」を両立する職場であることは重要なことです。魅力的な職場で教職員が生き生きと働いている姿は、多くの教職を志す学生等を引きつけ、質の高い人材を確保することにつながるため、子どもたちへのよりよい教育の実現につながっていくことになります。

¹ 公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成15年政令第484号）第2号に掲げる業務

² 厚生労働省「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準」

³ 厚生労働省「心理的負荷による精神障害の認定基準」

⁴ 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念（教育振興基本計画（令和5（2023）年6月16日閣議決定））

2. プランについて

(1) プラン策定の目的

本プランは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）に基づき、大田市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に勤務する教職員の働き方改革を進めるために策定するものです。

(2) プランの位置付け

本プランは、給特法第条第1項により義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会において定めるものとされている業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「実施計画」という。）に位置付けるものです。

(3) プランの取組期間

政府は、令和11年度までに教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標にしており、本市においては、令和8年度（2026年度）から令和11年度（2029年度）までの4箇年を重点期間として取り組みます。

(4) プランの実施主体と役割

プランの実施にあたっては、大田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び学校の管理職が、それぞれ責任と役割をもってともに進めていくことが重要です。

(5) プランの進捗状況の点検・評価と計画の見直し

プランの進捗状況については、働き方改革推進委員会において取組状況を確認し、施策の効果や課題を検証するとともに、総合教育会議に報告します。それらの結果を踏まえて、取組の更なる改善を図るほか、必要に応じて、プランの変更（見直し）を行います。

3. 目標

(1) プランにおいて対象となる「勤務時間」の考え方

プランにおける「勤務時間」とは、「所定の勤務時間」に加え、教職員が校内外において部活動等、自発的な校務にあたる時間を含めた「時間外在校等時間」を対象とします。所定の勤務時間外に、職務として行う研修や子どもたちの引率等の職務に従事している時間については、職務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算します。

ただし、校内外で自らの判断に基づいて、自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間や、その他業務外の時間及び休憩時間については自己申告に基づき除きます。また、兼職兼業により報酬や手当等を受けて行う各種講演講師や、部活動の地域展開に係る地域クラブ等に従事した時間は除きます。

(2) 「持ち帰り仕事」時間について

本来、持ち帰り仕事は無いことが理想ですが、島根県教育委員会が実施した令和6年度の抽出調査では、約5

割弱の教職員が持ち帰り仕事をしている実態がありました。

「持ち帰り仕事」時間については、外形的な整理ができる「時間外在校等時間」と同じレベルで把握することは困難であることや、その約8割が勤務時間内には業務が終わらないことを理由としていたことから、在校等時間に行っている業務を減らすことによって、持ち帰り仕事を無くしていきます。

(3) 具体的な数値目標

「所定の勤務時間」、「時間外在校等時間」、「持ち帰り仕事の時間」の3つを合わせた「総労働時間」を減らし、子どもたちに向き合う時間や、教職員がリフレッシュできる時間を生み出せるよう働き方改革を進めていきます。

① 時間外在校等時間

- ア 全ての教職員が年間 360 時間以内
- イ 全ての教職員が1箇月 45 時間以内

② 年次有給休暇の取得日数

- ア 全ての教職員が年 5 日以上取得
- イ 全ての教職員の平均取得日数が 17 日以上

③ 働き方に関する意識

- ア 「働きやすい職場である」と回答した教職員 90%以上
- イ 「教職にやりがいを感じる」と回答した教職員 90%以上

① 時間外在校等時間

- ア 全ての教職員が年間 360 時間以内
- イ 全ての教職員が1箇月 45 時間以内

政府は、令和 11 年度までに教育職員の 1 箇月時間外在校等時間を平均 30 時間程度に削減することを目標としており、1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超える教育職員を早急になくさなければならないものとしており、実施計画においては、各教育職員の時間外在校等時間について、それぞれ次に定める水準を満たす目標とする必要があるとされています。

- (イ) 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以内の教育職員の割合 100%
- (ロ) 1 年間における教育職員の 1 箇月時間外在校等時間の平均時間 30 時間程度
- (ハ) 教育職員の 1 年間時間外在校等時間 360 時間以内

【参考】

市内教職員の 1 年間時間外在校等時間

	R3	R4	R5	R6
小学校	427.7	450	402.4	346.8
中学校	604.4	580.4	531.1	515.3

市内教職員の1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間

	R3	R4	R5	R6
小学校	35.6	37.5	33.3	28.9
中学校	50.4	48.4	44.2	42.9

② 年次有給休暇の取得日数

- ア 全ての教職員が年5日以上取得
- イ 全ての教職員の平均取得日数が平均17日以上

全教職員が労働基準法に規定された5日以上を取得することを目指すとともに、平均取得日数は、17日以上が達成されるよう年次有給休暇を取得しやすい職場環境の整備を目指します。

【参考】

市内教職員の年次有給休暇の取得日数等状況（暦年）

小学校	R4	R5	R6
年5日以上取得割合（%）	98.3	96.6	97.6
年間平均取得日数	12.5	13.8	14

中学校	R4	R5	R6
年5日以上取得割合（%）	87.1	90.7	93.3
年間平均取得日数	9.3	13	13.5

③ 働き方に関する意識

- ア 「働きやすい職場である」と回答した教職員90%以上
- イ 「教職にやりがいを感じる」と回答した教職員90%以上

長時間勤務の状況を改善することは、喫緊の課題ですが、本質的には、教職員がやりがいをもって教職に打ち込むことをどう実現するかが重要です。

また、学校を魅力ある職場に改善していくことにより、子育てや介護といった様々な事情のある教職員も働きやすい職場となり、教職を目指す次世代を育み、さらに熱意のある人材が教職員となる好循環が生まれるよう取り組んでいきます。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

（1）業務負担軽減の取組

① 勤務時間の縮減

ア 勤務時間の把握と業務の平準化

各学校は、タイムカードにより、教職員が客観的に勤務時間を把握することで、業務改善の意識を高めます。土日の部活動に係る勤務についても確実に把握していきます。

また、管理職は、特定の教職員の勤務時間が過重とならぬよう、業務の精選、役割分担の見直しなど、適切な勤務時間管理を行い、業務の平準化を図ります。

イ 学校閉庁期間の設定

教育委員会は、浜田教育事務所管内三市三町教育長会での取り決めにより、夏季（冬季）休業期間中にまとまった学校閉庁期間を設定し、教職員に週休日の振替や有給休暇の取得を促します。
なお、学校閉庁期間は土曜日・日曜日・祝日・学校閉庁日を組み合わせで設定します。

ウ 定時退勤日、最終退勤時刻の設定

各学校は、会議や研修、部活動のない日を勘案し、定時退勤日として設定するよう努めます。週に1日は、特別の事由がない場合は全教職員一斉、又は個別に定時に退勤する日を設けます。

各学校の実情に応じて、概ね19時を目途として最終退勤時間を設定します。

② 部活動のあり方の見直し

教育委員会は、大田市部活動地域展開等検討委員会において策定した「大田市立中学校における部活動の地域連携・地域展開に係る方針」に基づき、部活動の地域連携・地域展開の推進に努めます。

各学校は、「大田市部活動ガイドライン」に基づき、部活動運営方針を定め、部活動を実施します。生徒及び教職員の過度の負担とならないように、ガイドラインに基づき、休養日を確実に設定します。大会参加、合宿等に係る計画について見直し、生徒、教職員の負担、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

③ 外部サポート人材の配置

ア 教員業務支援

教育委員会は、スクール・サポート・スタッフを配置し、教員の業務支援（授業準備の補助等）を行うことにより、教員がより児童・生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備します。

イ 部活動指導員等配置

教育委員会は、部活動指導員・地域指導者を配置し、教職員の部活動指導に係る負担を軽減します。

④ 校務DXの推進

校務支援システムについては、システム更新時にセキュリティ対策を強化した上でクラウド化を実現することで、次世代の校務支援システムを起点とした教務・保健・学籍等の従来業務の見直しや、データの一元的な管理、校内及び保護者とのデジタルツールを活用した情報共有等により、さらなる業務の負担軽減と効率化を図ります。

⑤ 学校事務体制の強化

ア 共同学校事務室の設置

教育委員会は、共同学校事務室を設置し、複数校の事務・業務を共同で行うことにより、学校事務の適正化・標準化・効率化を進めるとともに、OJTによる事務職員の育成及び資質の向上など、事務体制の整備・強化を行います。

【共同学校事務室の所掌業務】

- ・学校事務の処理体制の整備・改善に関すること
- ・学校教育の支援に関すること
- ・学校財務に関すること
- ・教職員の給与及び旅費等の支給に関すること
- ・教材、教具その他の備品等の共同購入に関すること
- ・学校の情報管理に関すること
- ・事務職員の育成及び資質の向上に関すること
- ・その他、共同学校事務室で処理することにより効果的な処理に資するものとして認められる事務

⑥ 島根県教育委員会との連携

教育委員会は、島根県教育委員会で開催される取り組みを反映した取り組みを行います。

(2) 業務改善促進の取組

① 管理職研修の実施

教育委員会は、「業務量管理・健康確保措置」に関する管理職研修を開催し、教職員の意識改革を進めます。

② 教職員対象の研修の実施

教育委員会は、教職員一人ひとりが働き方改革に取り組んでいく上で、その意義の理解が図られるよう「ワーク・ライフ・バランス」に関する研修会を開催し、「仕事」と「生活」の充実を図ることで、自らの人間性が高まり、子どもたちに対して効果的な教育活動が行われるようになることをめざします。

③ 各種会議の実施方法についての検討

教育委員会は、構成員が同じでありながら目的を別にした会議が存在することから、その統合・廃止等の整理を含め実施方法について検討します。

④ 各校における取組

ア 学校の経営方針、評価・育成シートへの盛り込み

各学校の学校経営方針など各校の基本的な方針に、本プランの内容を含め、予め学校評価に「学校業務改善」を位置づけて学校運営を行い、毎年度評価・見直しを行います。

管理職の評価・育成シートの「自己目標」欄、その他教育職員の自己目標評価シートの「学校運営」欄に業務改善の内容を盛り込み、業務改善を推進します。

イ 教職員の健康管理

過重労働による健康障害を防ぐために、特に時間外在校等時間が月あたり 80 時間を超える長時間勤務を行う等、校長が必要と認めた教職員（管理職を含む）には、医師による面接指導を強く勧奨し、脳や心臓及び精神の疾患などの発症予防に努めます。

また、校長は、教育委員会とともに、教職員の勤務時間管理を適切に行った上で、学校における業務の平準化に向けた分担の見直し、必要な体制づくりを行い、健康管理に取り組みます。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員に対しては、現状をともに確認し、働き方を改善していくための具体的な手立てを講じることが求められます。

各教職員には、心の健康を維持・管理するために、定期的なストレスチェックの実施や、いつもと違うと感じた際には、自主的にストレスチェックを実施し、自身のストレス状態や心の健康度を把握するよう心がけ、業務上の悩みや不安等が小さいうちに、身近な管理職や教員サポーター等に相談するよう周知します。

身体の健康を維持するために、定期健康診断（人間ドック）を必ず受診し、自身の健康状態を確認させるとともに、身体の不調を感じたときは、かかりつけ医を受診し、疾病の早期発見を心がけるよう励行します。

また、健康診断の結果、「要治療」、「要精密検査」と判定された場合は、速やかに受診させ、受診に際しては、職務専念義務の免除を適用します。

ウ 教育課程等の見直し

（学校教育法施行規則に定める小学校の標準授業時数） 1 単位時間は 45 分

学年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
年間時数	850	910	980	1,015	1,015	1,015

子どもたちの負担に配慮した上で、標準授業時数を上回った教育課程を編成・実施することは可能ですが、標準授業時数を大幅に上回る（年間、小学校 1 年で 956 単位時間以上、小学校 2 年で 1,016 単位

時間以上、小学校3年で1,051単位時間以上、小学校4年以降1,086単位時間以上)教育課程を編成している学校は、見直すことを前提に点検を行い、教育活動の工夫・改善等により、指導体制に見合った適切な教育課程となるよう改善を図ります。

なお、年度当初の計画段階から標準授業時数を下回って教育課程を編成することは適当ではありませんが、非常変災等の不測の事態により当該授業時数を下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものではありません。

国が定める年間の標準授業時数の1,015単位時間を35週にわたって実施することを前提に、週当たり29単位時間の授業を行う必要があるとの認識が学校には根強くみられます。

しかし、実際には年間の授業日数は200日程度(40週)が一般的であり、年間の授業週数について、35週以上であれば上限はなく、各学校で40週等の設定が可能です。このため、週当たり28単位時間以下に見直す方針の学校もあります。

また、3学期制を維持しながら通知表の作成回数を年2回(9月末と3月末)とする取組を行っている学校が増えています。これにより、成績処理や通知表作成の負担が軽減し、子どもたちに向き合う時間の確保につながった、また、子どもたちの成長を長いスパンで見ることができ、適切な評価につながった、という声があります。

一方で、子どもたちや保護者に評価を伝える機会が減るのではないかと懸念もありましたが、休業期間前に保護者面談を行い、子どもの学習面や生活面の様子を直接伝えるなど、各学校で工夫がなされています。

エ 部活動による長時間勤務の削減

休養日、活動時間を「部活動のガイドライン」で定める基準に適合したものとします。顧問の複数配置や部活動指導員等の配置により、一部の顧問に負担がいかないように工夫するなど業務負担の削減に努める。日曜日等が大会で前日に練習する場合は、その週で必ず2日間は休養日を設定し、教職員も休養日を確実に取得できるようにします。

部活動指導が長時間勤務の一因となっていることから、単独での指導が可能な部活動指導員がいる時間帯には教育職員は部活動を休むことを基本とするなど、指導体制の抜本的な見直しが求められます。

オ 学校行事や会議、研究大会等の精選、見直し

各学校は、行事や会議の見直しを行い、精選することで担当教職員の負担軽減を図ります。これまでの慣例に基づくものや目的が重なる学校行事については積極的に統合を図るなどスクラップ&ビルドを検討します。また、教職員への事務連絡等は、職員朝礼や職員会議のみにならず、できるだけ校務支援システムを使用するなど工夫します。

職種や教科等の各任意団体においては、行事や研究大会等の在り方、運営方法について、形骸化・儀礼化しないよう教育職員としての資質向上に真に効果的なものとなるよう見直します。

カ 職場環境の改善

業務にあたっては協働の観点を取り入れ、周りの教職員や支援スタッフと積極的にコミュニケーションを図り、業務を分担していくことが大切です。自分と周囲の状況を共有することで、気軽に声を掛け合える風通しの良い職場になり、チームワークの向上とともに学校全体として業務改善が期待できます。

男性職員の育児休業をはじめ、子育てや介護など互いに休暇等が取りやすい雰囲気、支援体制を構築しておく必要があります。そのためにも、複数担任制の導入の検討、各主任等を中心としたサポート体制を構築しておくこと、個人の業務を「見える化」して他者とデータの共有化等を行うことが必要です。

また、効率よく業務できるよう、印刷機の配置場所などの職員室の動線を見直すとともに、休憩時間に教職員がくつろぐことができるスペースを確保するなど、働きやすい職場環境の改善に努めます。

⑤ メンタルヘルス対策の実施

教育委員会は、教職員が心身ともに健康でいられるよう、ストレスチェックの活用を促進するとともに

に、メンタルヘルス研修を実施します。

(3) **その他業務改善に関する取り組み**

① **保護者・地域への周知**

教育委員会並びに学校は、学校における業務改善の取り組みを、ホームページや学校だよりを活用して情報発信し、保護者や地域住民に理解いただくとともに、学校業務改善に協力いただけるよう環境を整えます。

② **アンケートの活用**

教育委員会は、教職員に対して定期的にアンケート調査を実施し、業務改善の取り組みによる実態や意識の変容を確認するとともに、現場の声を反映した取り組みを行います。